

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 小金澤 健司 〈公印省略〉

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「令和 5 年度「HOKKAIDO LOVE！」プロスポーツチームと連携したプロモーション事業」委託業務

2. 委託内容

別紙「企画提案指示書」をご参照ください

3. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10. (1) に示す内容をメールでお知らせください。  
(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限：令和 5 年 6 月 8 日（木）17 時

4. 提出物について

企画提案書及び見積書（※別紙「企画提案指示書」をご参照ください）

5. 今後のスケジュール

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 企画提案指示書配付開始 | 令和 5 年 6 月 1 日（木）        |
| (2) 参加表明締切      | 令和 5 年 6 月 8 日（木）17 時まで  |
| (3) 企画提案書提出締切   | 令和 5 年 6 月 22 日（木）17 時まで |
| (4) 企画審査会       | 令和 5 年 6 月下旬予定           |

6. その他

事業詳細に関する説明会は実施いたしません。

以上

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目緑苑ビル 1 階

事業企画本部 地域観光部 担当：武内

TEL.011-231-0941 e-mail [t\\_genta@visithkd.or.jp](mailto:t_genta@visithkd.or.jp)

# 令和5年度「HOKKAIDO LOVE！」プロスポーツチームと連携したプロモーション事業 企画提案指示書

## 1. 委託業務名

「令和5年度「HOKKAIDO LOVE！」プロスポーツチームと連携したプロモーション事業」委託業務

## 2. 業務の目的

当機構では、国が実施する観光再始動事業を活用し、全国津々浦々で観光回復の起爆剤となる特別な体験や期間限定の取組等を自然、文化、食、スポーツ等の様々な分野で創出するとともに、全世界に発信し、インバウンドの本格的な回復を図ることを目的に、プロスポーツチームと連携したプロモーションを実施する。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

## 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

## 5. 予算額（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

22,700千円

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部事業又は全部の事業中止や見直し、金額の変更等を行う場合がある。

## 6. 業務内容及び実施方法

### 【全体概要】

2020年6月から「HOKKAIDO LOVE！」プロジェクトとして、コロナ禍において打撃を受けている観光産業の取組を応援しており、本事業においてスポーツチーム、交通事業者、小売事業者と連携した事業を実施している。

本事業では、コンサドーレ札幌に所属している普段対応することが難しいタイ人選手との交流や試合会場での体験等を実施する。エスコンフィールド北海道においては、試合観戦や施設内において各種体験を行い、プレミアムラウンジ等では、北海道産食材を活用したディナーを実施するとともにディナーで提供された食材等を東急百貨店において特別販売し、客単価の向上を図る。

また、移動についてもファイターズと北海道バスが運行するラグジュアリーバス「Fビレッジクルーザー」を活用し、移動中も北海道産ワインを提供しプレミアム感のある旅を演出し、高付加価値化を図る。

### (1) 事業内容

#### ア 造成する体験コンテンツ・イベント等

下記の全てを含んだパッケージツアーを造成するとともに6回実施し、120名以上集客すること。

(ア) コンサドーレ所属の外国人選手と交流し、練習や試合を観戦させること

(イ) 札幌ドームで開催されるコンサドーレの試合当日に選手をエスコートやトレーニング等の見学させること

(ウ) エスコンフィールド北海道においてファイターズの試合を観戦し、各種体験するとともに北海道産食材を使ったプレミアムディナーを実施すること

(エ) プレミアムディナーで提供された食材等を東急百貨店において販売するとともに、百貨店スタッフによる買い物ツアーを実施すること。

(オ) 移動は、「Fビレッジクルーザー」を活用し、移動中もワイン等の北海道産食材を提供しプレミアム感のある旅を演出し、高付加価値化を図ること

- (カ) コンサドーレは所属選手との交流、試合時の選手入場をエスコート、トレーニング等の各種体験をパッケージとして特別に実施すること
- (キ) エスコンフィールドでは、通常のチケットでは入ることができない特別なラウンジにてディナー及び試合観戦を実施すること
- (ク) 道内でも入手が困難な食材を使用するとともに、お土産として商品の購入も可能にすること
- (ケ) タイを中心とした東南アジアの富裕層向け団体ツアーをターゲットとすること
  - ※北海道では、これまでプロスポーツチーム同士が連携したツアーはなく、特に今年開業するエスコンフィールド北海道は、アジア初の施設が多いことから高い関心が向けられていると考えられる。また、東南アジアについては、コンサドーレが定期的にプロモーションを実施しており、関心が高い地域として認識されている。実施したことがない新しい取組であるため、多くの媒体において取り上げられることが想定される。
- (コ) 下記の事業者と連携し事業を実施すること
  - ・株式会社ファイターズスポーツ&エンターテイメント
  - ・株式会社コンサドーレ
  - ・北海道バス株式会社
  - ・株式会社東急百貨店
- (カ) 想定客単価 300,000 円以上/人
- (シ) 作成したツアーは媒体整備後、OTA、現地旅行会社への掲載をすること

## イ プロモーション

- (ア) ツアー集客 (Web 広告、SNS 広告、クリエイティブバナー等) のためのプロモーションを実施する事
- (イ) プロモーション経費は、総事業費の 10%以内とする

## ウ ラグジュアリーツアーガイドの育成、研修

- (ア) 帯同ガイドへの事前研修を実施すること
- (イ) ガイド向けツアーコンテンツ説明用マニュアル (英語・タイ語) を作成すること

## エ 効果測定に必要な調査

- (ア) ツアー参加者向けの満足度調査・集計・分析をすること

## オ 新型コロナウイルス感染症対策

- (ア) ツアー催行時には十分な感染対策をすること

## カ その他

ツアー参加者に対し、ツアー参加後に SNS 投稿 500 件以上の発信を促す提案をすること。

## (2) 対象経費

本事業の対象経費は、以下のとおりとし算出すること。

### ア 体験コンテンツ・イベント等の造成に係る経費 (人件費・旅費を含む。)

- ・ 体験コンテンツ・イベント等の企画開発
- ・ 体験コンテンツ・イベント等の実施
- ・ 専門家からの意見聴取
- ・ 造成した体験コンテンツ・イベント等に関するモニターツアーの開催
- ・ 地域資源の多言語情報提供、媒体の整備 等

### イ 備品の購入・設備の導入に係る経費

- ・ 体験コンテンツ・イベント等の造成等に必要となる備品の購入や設備の導入  
(税込単価 10 万円未満 体験コンテンツ・イベント等の造成に際して真に必要な不可欠なものに限る)

### ウ プロモーションに係る経費

- ・ 体験コンテンツ・イベント等を販売するために必要となる写真、動画及びホームページ等、対外的な情報発信のための素材やツールの作成
  - ・ 作成したコンテンツの販路拡大を目的とした広告宣伝 等  
(別途一括してプロモーションを行うことから、旅行会社・インフルエンサー招請は対象外とします。)
- ※ 本経費については、全体の10%までを上限とします。

エ 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費

- ・ 必要となる物品（マスク、消毒液等）の購入 等

オ 効果測定に必要な調査に係る経費

- ・ 作成した体験コンテンツ・イベント等について、実際に訪問した訪日外国人旅行者の動向・効果等（国・地域別誘客数、国・地域別費目別旅行消費額、訪問地、滞在日数、満足度及び地域への経済波及効果等）の調査 等

※ 調査の成果を最大化させるために、調査項目等は機構から別途指示します。

※ 事業に係る効果検証等の調査を実施し、その結果を機構へ報告してください。

なお、事業期間内に、本事業の対象となった体験コンテンツ・イベント等の造成・販売等に要した総費用（本事業の対象として申請しなかった経費や上記制限を超えたプロモーション、本事業の対象外経費等を含む。）に対して、当該本事業の対象となった体験コンテンツ・イベント等が直接的に生み出した売上（当該体験コンテンツ・イベント等に付随する売上は含まない。他の取組と併せて実施した場合は当該本事業の対象となった体験コンテンツ・イベント等の寄与分に限る。）が上回った場合、上回った利益分について、事業者と調整後に精算額から減額します。

(3) 対象外経費

- ・ 本事業に直接関係のない経費
- ・ 調査契約締結前に発生した経費
- ・ 事業者における経常的な経費（事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、水道光熱費及び通信料等）
- ・ 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ・ 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ・ 本事業期間以外も継続して設置される工作物等の工事請負費
- ・ 本事業における資金調達に必要なとなった利子 等

(4) アウトプット

- ・ (1) アを踏まえた旅行商品造成 1 件
- ・ 通常入ることができないラウンジでのディナー実施

(5) アウトカム

- ・ インバウンドによる観光消費額の増加：対前年比+10%
- ・ 旅行者による SNS 関連投稿 500 件

(6) 報告書の作成

事業終了後、上記研修の結果及び得られた成果等に関する報告書を 3 部作成し、その電子データは、USB メモリ等外部媒体に格納の上、提出すること。（事業実施報告時に 1 回）

7. 企画提案応募条件

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で 1 者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

- (ア) 北海道に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
  - (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - (ウ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (エ) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - (オ) 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - (カ) コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(1)、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること
  - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
提案された事業実施内容が、地域の現状、課題に即したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。
- (2) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力  
事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

## 9. 事業者決定までのスケジュール

令和5年6月8日（木）17時 参加表明締切  
令和5年6月22日（木）17時 企画提案書提出期限  
令和5年6月下旬 企画提案の審査、委託事業者決定・契約

## 10. 企画提案書の提出

- (1) 参加表明 令和5年6月8日（木）17時 締切  
※特に様式はなく、メール本文で可（E-mail: t\_genta@visithkd.or.jp）とし、以下の①～⑥の内容を記載のこと。
  - ① 単独法人名又は法人名（コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名）
  - ② 所在地 ③ 電話番号 ④ FAX 番号 ⑤ 担当者名 ⑥ 連絡用メールアドレス
- (2) 提出期限 令和5年6月22日（木）17時
- (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構  
事業企画本部 地域観光部（担当：武内）
- (4) 提出部数 6部（提案者名を記載したもの1部、記載しないもの5部）
- (5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送（※ファクシミリ、メールでの提出は不可）  
※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。  
※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。（電子データで納品する企画提案書に

については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可)

## 11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。
  - ① これまでの事業実績  
提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。
  - ② 業務実施体制  
当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。  
なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。(標記については企画提案書提出期限後に機構より案内)
  - ③ 業務スケジュール  
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
  - ④ 見積書  
本企画提案指示書6.事業内容に記載している項目に沿って実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。

## 12. プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案書の内容について、必要に応じプレゼンテーション及びヒアリング(以下「審査会」という。)を実施する。日時及び場所については、別途通知する。  
なお、4者以上の審査対象者がある場合は、あらかじめ書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めません。

## 13. その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しません。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差し替えは認めません。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努めること。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 本事業は観光庁が令和5年度に実施する「令和5年度観光再始動事業補助金」を活用する。このため、受託事業者は観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

14. 問い合わせ先

公益社団法人 北海道観光振興機構

事業企画本部 地域観光部 担当：武内

電話：011-231-0941 FAX：011-232-5064

E-mail： [t\\_genta@visithkd.or.jp](mailto:t_genta@visithkd.or.jp)